

監理技術者資格者証 交付申請書 「作成の手引き」 【書換申請者用】

この「作成の手引き」は、資格者証について、資格者証に記載されている氏名・住所・所属建設業者（商号又は許可番号）のいずれかを変更し、かつ、新たに変更内容が反映された資格者証の交付申請を行う場合のためのものです。

- ※ **新たな資格者証の発行をせずに、資格者証に記載されている氏名・住所・所属建設業者（商号又は許可番号）のいずれかの変更のみを希望される場合**は、「資格者証変更届出書類」（水色）を入手のうえ、変更届出書を提出してください。
変更届出は備考欄に貼付する変更シールを発行します。手数料は無料（変更シールの郵送料が必要）です。
- ※ **同時に資格・業種の追加を行うことはできません**。資格・業種を追加する場合は、「追加申請」です。
- ※ 資格者証の有効期限が6ヶ月を切っている場合は、「更新申請」です。

書換申請で交付される資格者証の**有効期間は交付日から5年間**です。

- ※ 有効期限がある大臣認定資格の保有者の方は、交付日から5年間にならない場合があります。
詳しくは、本部（03-3514-4711）までお問い合わせください。

【監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係について】

専任の監理技術者は、当センターから資格者証の交付を受け、かつ、登録講習実施機関において監理技術者講習（以下「講習」という。）を受講していることが必要です。

資格者証と講習の有効期間は、それぞれに定まるものであり、双方が有効である期間の範囲内でのみ監理技術者として選任することができます。

- ・ **資格者証の有効期間は 監理技術者資格者証の表面に記載された日付まで**
- ・ **講習の有効期間は 修了年月日から5年後の12月31日まで**

なお、**資格者証の交付申請は、講習の受講前においても可能です**。

資格者証を先に取得された方は、講習受講後に配られる講習修了履歴ラベル（シール）を、資格者証に貼付ください。

講習を先に受講された方は、修了番号等の交付申請書への記入をもって講習修了履歴を印字した資格者証が交付されます。

【個人情報の取扱いについて】

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令及び当財団の個人情報保護基本方針に則り、取り扱います。

詳細については、当センターの HP「個人情報の取り扱いについて」（<https://www.cezaidan.or.jp/managing/policy/index.html>）を、ご覧ください。



ホームページアドレス <https://www.cezaidan.or.jp>

書換申請の提出書類一覧

「書換申請」は、交付から5年間有効な新たな資格者証を交付するため、変更箇所に限らず交付に必要なすべての書類を提出してください。

【提出対象条件】

- ◎ (1)、(5)、(6)、(7)、(10) は、すべての方が対象です。
- ◎ (2)、(3) は、建設業者に所属している方が対象です。
- ◎ (4)、(8)、(9) は、各条件に該当する方が対象です。
- ◎ 住民票の提出については、住民基本台帳ネットワークの確認により代替していますが、確認できない場合は、改めて書類を提出いただく場合があります。
- ◎ **旧姓併記については、住民票（住民基本台帳ネットワーク）による確認に変わりましたので、併記を希望される方は住民票に登録したうえで申請してください。**
既に旧姓を併記され、引き続き併記を希望する場合であっても、住民票への登録がない場合は、旧姓併記することはできませんのでご注意ください。

(1) 資格者証交付申請書（写真1枚を申請書の1枚目に貼付）

◆ 同封の複写式の交付申請書を使用し、次ページの記入例に従い交付申請書を作成してください。

※ 支部への持込みは3枚複写全てを提出してください。

※ 郵送は3枚複写のうち「申請者控用」を除く2枚を提出してください。

(2) 建設業許可の通知書のコピー、又は建設業許可証明書のコピー

◆ 建設業許可を更新中の場合は、許可行政庁の受付印のある許可申請書（控）のコピーも併せて提出してください。

◆ 建設業許可を取得後に「社名変更」を行った場合は、許可行政庁の受付印のある変更届出書のコピーも併せて提出してください。

(3) 『雇用証明（確認）書』（当センター書式）のコピー（別紙1参照）

◆ 建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類として提出してください。

(4) 監理技術者資格者証（原本）

※ 汚損又は破損で窓口申請の場合に必要です。

(5) 監理技術者資格者証の表・裏のコピー

(6) 交付等手数料払込受付証明書を貼った振替払込受付証明書提出用台紙 【機械振込不可】

◆ 同封の振込用紙により郵便局等の金融機関の窓口で払い込み、同封の振替払込受付証明書提出用台紙に貼ってください。

※ 交付等手数料は、7,600円（非課税）です。

(7) 資格者証送付用封筒（同封の「簡易書留」と書かれた長3封筒）

◆ 簡易書留郵便でお届けします。申請者の氏名及び住所または勤務先など、資格者証を確実に受け取れる送付先を記入してください。

(8) 「監理技術者講習修了履歴ラベル」の拡大コピー、又は「監理技術者講習受講証明書」のコピー

◆ 交付申請書に監理技術者講習修了履歴を記入し、その講習の修了から2か月を経過していない方が対象です。

※ 監理技術者講習を受講し、2ヶ月を経過している方は提出の必要はありません。

(9) 戸籍謄本のコピー、又は戸籍抄本のコピー（申請前6カ月以内のもの）

◆ 資格者証の氏名に変更がある方が対象です。

※ 氏名に変更のない方は提出の必要はありません。

(10) 「書換申請」についての確認書（別紙2参照）

書換申請の交付申請書記入例

「書換申請」は、交付から5年間有効な新たな資格者証を交付するため、変更がない項目も記入してください。
1～6までは必須、7は建設業者に所属されている方、9は任意です。（8. 監理技術者資格は記入不要）

※【旧姓について】既に旧姓が併記され継続して併記を希望する場合も、旧姓欄に必ず旧姓を記入してください。

<都道府県コード>

01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県	48	その他

「7. 所属建設業者」欄への記入方法

★「商号又は名称」は、「直接的かつ恒常的な雇用関係」がある建設業許可を受けた建設業者名を記入してください。

★法人の種類は、略号で記入してください。
株式会社 ⇒ (株) 有限会社 ⇒ (有)
合名会社 ⇒ (名) 合資会社 ⇒ (資)
合同会社 ⇒ (合) 協同組合 ⇒ (同)
協業組合 ⇒ (業) 企業組合 ⇒ (企)

★「許可番号」は、大臣許可の場合、「00」を記入し、知事許可の場合、上記の「都道府県コード」の「1」～「47」の番号を記入してください。

★国土交通大臣許可・知事許可、一般・特定は、該当しないものを二重線で消してください。

★許可年度は、許可通知書の許可番号の()内2桁の数字を記入してください。

★北海道知事許可についてのみ、許可番号の前の余白に振興局名の頭文字を記入してください。

空知：空 石狩：石 後志：後
胆振：胆 日高：日 渡島：渡
檜山：桧 上川：上 留萌：留
宗谷：宗 林ノコ：オ 十勝：十
釧路：釧 根室：根

★許可番号は、右詰めで記入し、空枠を「0」で埋めてください。

★電話番号は、会社の代表番号ではなく、所属部署直通番号等確実に連絡が取れる番号を、左詰めでハイフン「-」を入れずに記入してください。

資格者証交付申請書

令和8年4月1日

(国土交通大臣指定資格者証交付機関)

一般財団法人建設業技術者センター理事長 殿

1. 申請区分
(該当する区分に○印を付けてください。)

新規	追加	更新	書換	再発行
			○	

2. 既資格者証

交付番号 第 00012345678 号

有効期限 令和10年03月15日

3. 申請者氏名 フリガナ
氏名

ケンセツ 建設
シロウ 次郎

シロウ 次郎

旧姓
千代田

4. 生年月日

元号 3 55年06月06日

(通称名の方は、このあたりに記入してください。)

5. 本籍

都道府県コード 13 東京都(部・道・府・県)

6. 住所

都道府県コード 01 札幌市××1丁目1-

「6. 住所」欄への記入方法

★住民票の住所を市町村名から記入してください。
★確実に連絡のとれる番号（申請者の自宅電話番号又は携帯電話番号等）を、左詰めでハイフン「-」を入れずに記入してください。

郵便番号

123-5678

電話番号 09012356789

7. 所属建設業者 商号又は名称

(株) O × 建設

許可番号

大臣・知事コード 01 国土交通大臣許可(特) 05 石 第 000123 号

電話番号

0312356789

8. 監理技術者資格

(1)区分

番号 記入できません。

(3)区分

番号 新たな業種(資格)を追加する場合は、追加申請

(5)区分

番号 追加申請

(7)区分

番号 追加申請

(9)区分

番号 追加申請

「8. 監理技術者資格」欄は記入できません。

更新時に資格・業種の追加をする場合は、「追加申請」です。

「有効期限がある大臣認定資格保有者の方へ」

修了番号と修了年月日は必ず記入してください。未記入の場合は申請できません。

9. 監理技術者講習修了履歴 (修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 第 0001-1234567890 号

修了年月日 令和05年04月29日

「9. 監理技術者講習修了履歴」欄への記入方法

★修了履歴の資格者証への記載を希望する場合は、有効かつ最新の修了番号と修了年月日を記入してください。なお、修了番号の末尾の手前にハイフン「-」の表示がある場合は、「-」を除いて記入してください。

0001-123456789-0 ⇒ 0001-1234567890

※講習についての有効期間の詳細 (表表紙参照)

★監理技術者講習のお問い合わせ先

(一財) 全国建設研修センター	042-300-1741	https://www.jctc.jp
(一財) 建設業振興基金	0570-081-812	https://www.fcip-ko.jp/
(一社) 全国土木施工管理技術士会連合会	03-3262-7423	https://www.ejcm.or.jp/
(株) 総合資格	03-3340-3081	https://hotei.shikaku.co.jp/
(株) 日建学院	050-1807-1920	https://www.nik-g.com
(公社) 日本建築士会連合会	03-3456-2061	https://www.kenchikushikai.or.jp/

一般財団法人 建設業技術者センター 本部・支部・事務所一覧

本 部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 4F

お問い合わせ先

※ インターネット申込みに関するお問い合わせ先は本部のみです

TEL 03-3514-4711

※紙申請の受付・送付先は以下の各都道府県の支部・事務所です。(土日祝を除く9:00~17:00)

当センターのホームページに地図を掲載しています。https://www.cezaidan.or.jp/ 「監理技術者になる方へ」⇒「支部・事務所」

北海道支部	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目1番地4 D-LIFEPLACE 札幌13F	TEL 011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035	旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	TEL 0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017	帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	TEL 0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803	青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873	盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824	仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951	秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	TEL 018-865-3665
山形県支部	〒990-0024	山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-624-6880
福島県支部	〒960-8061	福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062	水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933	宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846	前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館3F	TEL 027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024	千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6067
東京都支部	〒104-0045	東京都中央区築地5丁目5番6号 浜離宮建設プラザ別館4F	TEL 03-6226-9603
神奈川県支部	〒231-8463	横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON 関内2F	TEL 045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965	新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-4192
富山県支部	〒930-0094	富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-442-2188
石川県支部	〒921-8036	金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-3591
福井県支部	〒910-0854	福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031	甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-228-3438
長野県支部	〒380-8537	長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL 026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382	岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067	静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008	名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-953-0635
三重県支部	〒514-0003	津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801	大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	TEL 077-521-1320
京都府支部	〒604-0835	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	TEL 075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012	大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	TEL 06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088	神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	TEL 078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227	奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL 0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル2F	TEL 073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022	鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	TEL 0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048	松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	TEL 0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827	岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	TEL 086-223-5158
広島県支部	〒730-0037	広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	TEL 082-240-8810
山口県支部	〒753-0074	山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	TEL 083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931	徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	TEL 088-653-0150
香川県支部	〒760-0026	高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	TEL 087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0002	松山市二番町四丁目4番地4 愛媛県建設会館3F	TEL 089-947-6385
高知県支部	〒780-0870	高知市本町4丁目2番15号 高知県建設会館3F	TEL 088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 いちご博多駅東三丁目ビル4F	TEL 092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801	佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	TEL 0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874	長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	TEL 095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976	熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	TEL 096-366-1787
大分県支部	〒870-0046	大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	TEL 097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001	宮崎市橋通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	TEL 0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	TEL 099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131	浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	TEL 098-879-7699

別紙 1
建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類の確認事項

健康保険被保険者証の廃止に伴い、所属する建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類は、『雇用証明（確認）書』となりました。

【雇用証明（確認）書の作成について】

本書類は直接的かつ恒常的な雇用関係にある所属の建設業者の事務担当部署が作成する書類です。そのため、出向者および派遣者については出向先および派遣先が本書類を作成することはできません。

- ◆ 『雇用証明（確認）書』は、所属建設業者が「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認した書面」を確認し作成していただく書類です。当センターのホームページ「申請書類等のダウンロード」から入手し記載願います。
 (https://www.cezaidan.or.jp/managing/procedure/download.html)
- ◆ 次ページの記載例を参考に記載願います。
- ◆ 雇用証明（確認）書の記入欄のうち「被証明者が当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認した書面」の該当条件は以下のとおりです。記載要領を参考に「雇用証明（確認）書」を作成してください。

個人事業主でない方（建設業者に所属している方）		個人事業主の方
年齢が 74歳まで の方	年齢が 75歳以上 の方	本部に お問い合わせください (03-3514-4711)
①、②、③の中から該当するもの一つを選択して確認してください。 ① 健康保険に加入している方 ② 健康保険に加入している方で①がまだ届いていない方（入社して間もない方） ③ 住民税が給与から天引きされている方	③④の中から該当するもの一つを選択して確認してください。 ③ 住民税が給与から天引きされている方 ④ それ以外の方 ※ 雇用期間が3か月未満の方や、役員の方は本部にお問い合わせください	

「被証明者が当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認した書面」

- ① **健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書**
日本年金機構または健康保険組合から事業主に毎年8月頃に通知される、被保険者の標準報酬月額が決定されたことを知らせる公式文書です。これを定時決定といい、9月から翌年8月までの各月に適用されます。
 ※ 「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の場合は本部にお問い合わせください。
- ② **健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬月額決定通知書**
 被保険者が健康保険および厚生年金保険に加入したことを正式に確認し、その保険料算定の基礎となる標準報酬月額が決定されたことを通知する文書です。
日本年金機構または健康保険組合から事業主宛てに届出後2～3週間程度で通知されます。
- ③ **給与所得等に係る住民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）**
地方自治体から特別徴収義務者（事業主）に対して毎年5月頃に通知される、従業員の住民税および森林環境税の年間税額と月々の徴収額を通知する文書です。
- ④ **直近3か月の出勤簿及び賃金台帳**
 勤務先で保管されている出勤簿及び賃金台帳です。

【重要】以下の書類は『直接的かつ恒常的な雇用関係』の証明書類ではありません。提出不要です。

- × 『健康保険被保険者証』（令和7年12月2日以降は廃止）
- × 『資格確認書』、『資格情報のお知らせ』、『医療保険の資格情報』
- × 『マイナ保険証』（マイナポータル上の『医療保険の資格情報』を含みます）
- × 『厚生年金70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ』
- × 『雇用保険被保険者証』、『労働者災害補償保険加入証明書』など雇用保険や労災保険にかかる書類
- × 『社員証』、『在籍証明書』等
- × 『源泉徴収票』
- × 『船員保険被保険者の標準報酬決定通知書』等

(別記様式第5号) (記載例)
雇用証明（確認）書

一般財団法人 建設業技術者センター 理事長 殿

下記の者は、当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明します。

令和 8 年 4 月 1 日

証明者 事業所名: 株式会社〇〇建設 (企業印)
代表者名: 麹町営業所所長 建設一郎 (私印)
住所: 東京都千代田区二番町三番地
電話番号: 01-2345-6789

被証明者 (監理技術者資格者証申請者等)
フリガナ ケンセツ ジロウ 生年月日 昭和・平成 59年10月27日
氏名 建設 次郎

被証明者が当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認した書面
(①から④のいずれかを記入する)

確認した書面	確認した書面の内容等	
① 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	適用年月	令和 7 年 9 月
	差出人	<input checked="" type="checkbox"/> 日本年金機構理事長 (年金事務所名: 〇〇年金事務所) <input type="checkbox"/> 健康保険組合 (組合名:)
② 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 (資格取得後①が通知されるまでの間に限る)	資格取得年月日	令和 年 月 日
	差出人	<input type="checkbox"/> 日本年金機構理事長 (年金事務所名:) <input type="checkbox"/> 健康保険組合 (組合名:)
③ 給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更 通知書【特別徴収義務者用】	年度	令和 年度
	課税市区町村名	都道 市区 府県 町村
④ 直近3か月の出勤簿及び賃金台帳 (75歳以上の後期高齢者医療被保険者で③により確認できない者に限る)	雇用開始日	昭和・平成・令和 年 月 日
		令和 年 月 から令和 年 月 まで直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認した。

雇用証明（確認）書 作成担当者
所属等: 総務部 氏名: 建設 三郎 電話番号: 01-2345-6789

- ★ 証明日が申請受付日の前1カ月以内であること。
 - ★ 「主たる営業所又は従たる営業所」の代表者であること。
 - ★ 印は、契約等に用いられる**公印**をお願いします。
 - ★ **押印がない場合は無効となります。**
 - ★ 監理技術者資格者証の交付申請者であること。
- 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認する書面は以下のとおりです。
記載要領をもとに確認時点で**最新の書面**により記載願います。
なお、記載にあたっては、当センターのホームページの「**雇用証明（確認）書記入例・確認ポイント**」(<https://www.cezaidan.or.jp/managing/procedure/download.html>)を**必ず確認**してください。
- 【74歳までの方は①～③のうちいずれか】**
①か③の書面で確認した内容を記入してください。
①か③の書類がない入社間もない方は②の書面で確認した内容を記入してください。
- 【75歳以上の方は③、④のうちいずれか】**
③の書面で確認した内容を記入してください。
③の書面がない方は④の書面で確認した内容を記入してください。
- ★ 個人事業主や75歳以上の法人役員の方は本部にお問い合わせください。
 - ★ 確認に用いた書面の添付は**不要**です。
 - ★ 記載した内容について説明ができる方であること。
 - ★ **本書類に疑義があった場合は、作成担当者に問い合わせをいたします。その際、確認に用いた書類の提出を求めることがあります。**

交付申請書に貼付けする写真について ※変更届出申請の場合は、写真の貼付は不要です。

「適切な写真」をご用意ください。(右図参照)

過去に提出された写真と同じ写真は無効です。

写真の裏面に氏名・撮影年月日を記入し、申請書の1枚目の所定の場所に貼ってください。このとき、強い筆圧で記入しないでください。

※糊等で申請書や写真を汚さないようご注意ください。

※以下の【不適切な写真】の場合は、再提出になります。

【不適切な写真の例】



●背景が写っているもの
や光による影があるもの

●顔全体が規格一杯に写っていないものや、一部が欠けているもの

●ぼやけているもの、階段状のギザギザやドットが目立つもの

●変形やマスクング（縁取り）などの画像処理を施しているもの

●写真の状態が悪いもの
※にじみ、色ムラ、縞、汚れ、キズ等があるもの

- 照明が眼鏡に反射したものの
- 平常の顔貌と著しく異なるもの
- 明るすぎて（暗すぎて）顔がわからないもの
- 眼鏡やヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの
- 前髪が長すぎて目元が見えない／顔の輪郭が隠れるもの

適切な写真規格



- ◎ 交付申請の前 **6ヶ月以内**のもの
- ◎ カラー写真（フチなし）
- ◎ 縦 3.0 cm × 横 2.4 cm
- ◎ 正面 ◎ 無帽 ◎ 無背景
- ◎ 上三分身（概ね胸から上）

提出書類	
財団 確認欄	

申請準備前にご確認ください。

「書換申請」についての確認書

「書換申請」の新設に伴い、記載事項に変更があった場合に必要手続きとして、「**変更届出**」と「**書換申請**」のいずれかを選択できるようになりました。

「変更届出」を行うつもりの方が誤って「書換申請」を行ってしまうことを防ぐため、以下1.については該当するものに、2.および3.については各説明をご理解いただいたうえで、それぞれの(□)に✓をご記入ください。手続きの違いをご確認されましたら下の氏名欄にご署名のうえ、交付申請書と併せて本書をご提出ください。

1. 「書換申請」は以下のいずれかに変更があった場合の交付申請です。

今回変更があった箇所をご確認ください。(複数可)

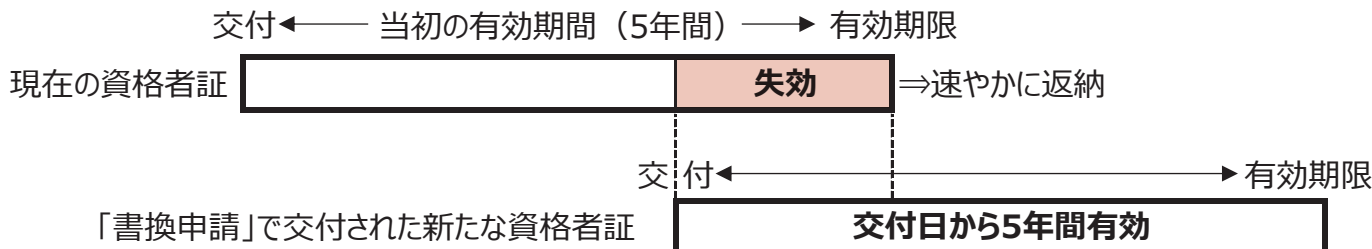
- 氏名 住所 所属建設業者(商号又は許可番号の変更) 監理技術者資格(喪失)
(注: 令和5年7月1日の施行規則の改正で、本籍の変更については手続き不要となりました)

2. 下表で「変更届出」と「書換申請」の違いについてご確認ください。

確認項目	「変更届出」	「書換申請」	チェック
提出書類	変更届出書(顔写真不要) 変更に係る確認書類	交付申請書(顔写真必要) 交付申請に係る確認書類	<input type="checkbox"/>
手続き内容	資格者証の裏面に貼付する 変更内容を記載した 変更シールの発行 (支部窓口持込は支部職員が記入)	申請内容(変更箇所を含む)で 新たな資格者証を交付	<input type="checkbox"/>
資格者証の有効期間	現在の資格者証 の有効期限まで	新たな資格者証 の有効期限まで (交付日から5年間※)	<input type="checkbox"/>
交付等手数料	無料 (変更シールは簡易書留郵便料が必要)	7,600円	<input type="checkbox"/>

※有効期限付の大臣認定資格の方は、交付日から5年間にならない場合があります。詳しくは当センター本部までお問い合わせください。

3. 「書換申請」による現在の資格者証と新たな資格者証の関係について、下図をご確認ください。



確認内容	チェック
現在の資格者証は、新たな資格者証が交付された時点で 失効 することを理解しました。	<input type="checkbox"/>

以上により、今回の手続きは「書換申請」であると確認しました。 氏 名 _____